

○国土交通省告示第二百六十九号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。で、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

名称 中川・綾瀬川特定都市河川流域

区域 茨城県猿島郡五霞町並びに埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町並びに東京都足立区、葛飾区、江戸川区のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、関東地方整備局及び江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 中川・綾瀬川等特定都市河川

| 名称 | 区間 | |
|------|--|----------|
| | 上流端 | 下流端 |
| 中川 | 左岸 埼玉県羽生市東七丁目三七〇一番の二地先 右岸 埼玉県羽生市大字上羽生字向谷四一二番地先 | 綾瀬川への合流点 |
| 綾瀬川 | 左岸 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内一四五七番の三地先 右岸 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内一三一一番の一地先 | 中川への合流点 |
| 新川 | 旧江戸川からの分派点 | 中川への合流点 |
| 権現堂川 | 利根川からの分派点 | 中川への合流点 |
| 五霞落川 | 左岸 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向一六二五番の四地先 右岸 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向一五七八番の二地先 | 中川への合流点 |
| 毛長川 | 左岸 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前三三番地先 右岸 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前五番の四地先 | 綾瀬川への合流点 |

| 圻 川 | 新 中 川 | 深 作 川 | 古 綾 瀬 川 | 伝 右 川 | 原 市 沼 川 | 辰 井 川 |
|-----------|-------------|---|---|---|---|--|
| 綾瀬川からの分派点 | 中川からの分派点 | 左岸 埼玉県さいたま市見沼区春野三丁目二五九〇番の一七地先 右岸 埼玉県さいたま市見沼区春野二丁目二八一四番の二地先 | 左岸 埼玉県越谷市南町三丁目一三番の三地先 右岸 埼玉県草加市八幡町字笹塚一〇六三番の五地先 | 左岸 埼玉県川口市東川口五丁目三二番の七地先 右岸 埼玉県さいたま市緑区東大門三丁目一〇一番地先 | 左岸 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下五三六番の二地先 右岸 埼玉県上尾市大字平塚字下三〇一番の四地先 | 左岸 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇九三五番の四地先 右岸 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇九三五番の二地先 |
| 中川への合流点 | 旧江戸川への合流点 | 綾瀬川への合流点 | 綾瀬川への合流点 | 綾瀬川への合流点 | 綾瀬川への合流点 | 毛長川への合流点 |

| 忍 川 | 赤 堀 川 | 野 通 川 | 星 川 | 元 荒 川 | 第 二 大 場 川 | 大 場 川 |
|---|--|--|---|--|---|--|
| <p>右岸 埼玉県熊谷市平戸字八町二二三二番の二地先</p> <p>左岸 埼玉県熊谷市銀座四丁目二二三五番の六地先</p> | <p>右岸 埼玉県北本市朝日一丁目二五四番地先</p> <p>左岸 埼玉県鴻巣市常光字高野一六二五番の一地先</p> | <p>右岸 埼玉県行田市大字小針字埜通四四九番の一地先</p> <p>左岸 埼玉県行田市大字小針字星川五一番地先</p> | <p>右岸 埼玉県熊谷市上之字築場九九九番の八地先</p> <p>左岸 埼玉県熊谷市上之字清水尻一〇六四番の一地先</p> | <p>右岸 埼玉県熊谷市久下字熊久二〇八四番の二地先</p> <p>左岸 埼玉県熊谷市佐谷田字八町三九五一番の一地先</p> | <p>右岸 埼玉県吉川市美南三丁目一五番の五地先</p> <p>左岸 埼玉県吉川市美南三丁目一七番地先</p> | <p>右岸 埼玉県吉川市大字川野字前新田七一一番地先</p> <p>左岸 埼玉県吉川市大字川野字上通一二七番地先</p> |
| 元荒川への合流点 | 元荒川への合流点 | 元荒川への合流点 | 元荒川への合流点 | 中川への合流点 | 大場川への合流点 | 中川への合流点 |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|---|
| 姫宮落川 | 庄兵衛堀川 | 隼人堀川 | 古隅田川 | 大落古利根川 | 会之堀川 | 新方川 |
| 左岸 埼玉県久喜市下早見字内谷一八六九番の二地先 右岸 埼玉県久喜市原字大谷七四五番の四地先 | 左岸 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田二八三三番の一地先 右岸 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字早川二七八三番地先 | 左岸 埼玉県白岡市柴山字荒田一三四〇番の一地先 右岸 埼玉県白岡市柴山字荒田一三三八番の一地先 | 左岸 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目二二番の二地先 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目六番地先 | 左岸 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字川原九九三番の一地先 右岸 埼玉県久喜市吉羽字下川原一一七七番の九地先 | 左岸 埼玉県春日部市南五丁目三七六五番の二地先 右岸 埼玉県春日部市大沼四丁目一三五番地先 | 左岸 埼玉県春日部市増田新田字南三一三番の一地先 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五〇六番地先 |
| 大落古利根川への合流点 | 隼人堀川への合流点 | 大落古利根川への合流点 | 大落古利根川への合流点 | 中川への合流点 | 新方川への合流点 | 中川への合流点 |

| | | | | | | |
|--|---|------------------|---|--|---|--|
| 手子堀川 | 午の堀川 | 大島新田川 | 倉松川 | 青毛堀川 | 備前前堀川 | 備前堀川 |
| <p>右岸 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井三四三番地先</p> <p>左岸 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井三四四一番地先</p> | <p>右岸 埼玉県羽生市大字町屋字本村三三四番の一地先</p> <p>左岸 埼玉県羽生市大字町屋字八幡四二九番地先</p> | <p>倉松川からの分派点</p> | <p>右岸 埼玉県幸手市中五丁目四五二六番の六地先</p> <p>左岸 埼玉県幸手市中五丁目四三一三番の二地先</p> | <p>右岸 埼玉県加須市下高柳字上小宮一六二七番の一地先</p> <p>左岸 埼玉県加須市下高柳字地原一八五六番の一地先</p> | <p>右岸 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井八〇九番の四地先</p> <p>左岸 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井八〇九番の三地先</p> | <p>右岸 埼玉県加須市芋荃字北谷二二〇四番の一地先</p> <p>左岸 埼玉県加須市鴻荃字三ツ俣二八一一番の一地先</p> |
| 中川への合流点 | 中川への合流点 | 倉松川への合流点 | 中川への合流点 | 大落古利根川への合流点 | 大落古利根川への合流点 | 大落古利根川への合流点 |

| | | | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|--------------|--|
| 三郷放水路 | 大場川放水路 | 一の橋放水路 | 綾瀬川放水路 | 毛長川放水路 | 首都圏外郭放水路 | 新槐堀川 |
| 中川からの分派点 | 大場川からの分派点 | 伝右川からの分派点 | 綾瀬川からの分派点 | 毛長川からの分派点 | 大落古利根川からの分派点 | 左岸 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字宮前一七八一番地先 右岸 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字北町一八七三番地先 |
| 江戸川への合流点 | 三郷放水路への合流点 | 綾瀬川への合流点 | 中川への合流点 | 新芝川の合流点 | 江戸川への合流点 | 中川への合流点 |

| | | |
|-------|----------|----------|
| 幸手放水路 | 中川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| 武蔵水路 | 星川からの分派点 | 荒川への合流点 |

備考

別表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端に記載されている場所から海に至るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示に係る特定都市河川流域については、令和七年六月三十日までの間は、特定都市河川浸水被害法（平成十五年法律第七十七号）第三十条から第四十三条までの規定は、適用しない。